

交通政策審議会第16回港湾分科会資料

# 八代港港湾計画書

— 改 訂 —

平成17年11月

八代港港湾管理者

本計画書は、

- 平成 7 年 4 月第 20 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 7 年 6 月港湾審議会第 154 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- 平成 9 年 9 月第 21 回熊本県地方港湾審議会

の議を経た八代港の港湾計画を改定するものである。

# 目 次

I	港湾計画の方針	1
1	港湾の沿革及び役割	1
2	八代港を取り巻く状況	2
3	計画の方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共ふ頭計画	6
2	旅客船ふ頭計画	7
3	危険物取扱施設計画	7
4	水域施設計画	8
5	外郭施設計画	9
6	小型船だまり計画	9
7	臨港交通施設計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	12
1	港湾環境整備施設計画	12
2	廃棄物処理計画	12
3	八代海域における環境への配慮	13
V	土地造成及び土地利用計画	14

VI	その他重要事項の計画	16
1	大規模地震対策施設計画	16
2	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	16
3	船舶の物資補給需要等への対応	17
4	公共ふ頭の安全かつ効率的運営	17
5	将来の港湾整備を検討する区域	17

# I 港湾計画の方針

## 1 港湾の沿革及び役割

八代港は熊本県第二の都市八代市を流れる球磨川の河口部に位置し、古くから八代地域の政治、経済、文化の発展に寄与してきた。

明治年間に今の蛇籠地区に物揚場が整備されたのが港の始まりで、以来農産物の集散地あるいは海外貿易の要衝として、八代地域の繁栄とともに港勢も拡大してきた。

昭和34年には重要港湾に指定され、同年初めての港湾計画を策定した。この計画に基づき外港地区の整備が始まり、昭和39年に新産業都市の指定を受け、臨海工業用地の造成と企業立地と相まって八代港の取扱貨物量はさらに増大し、港湾機能も強化されてきた。

また、九州縦貫自動車道や国道3号、九州新幹線等の周辺交通網の整備により八代港とのネットワークが強化され、熊本県内はもとより九州各地への物流拠点として八代港の重要性はさらに大きくなっている。八代港はその貨物量や取扱品目の多さから見て熊本県経済活動に大きな影響を及ぼしており、本県の産業や県民生活を支援する国際物流拠点港としての役割を担っている。平成11年開設の国際コンテナ航路も順調に貨物量が伸びており、今後も本県の産業を支える重要港湾として、八代港の港湾機能の向上が期待されている。

平成16年の取扱貨物量は、外貿171万トン、内貿319万トン、(うちフェリー18万トン)、合計489万トンであり、入港船舶

隻数は、9,568 隻となっている。

## 2 八代港を取り巻く状況

八代港は、その貨物量や取扱品目からみて熊本県経済に非常に大きな影響を及ぼしている。主要な取扱貨物の特徴として、石油、石炭を中心としたエネルギー資源の供給、木材チップや穀物等のバラ積み貨物の輸入、あるいはセメント等建設物資の供給などが挙げられる。これらの物資を輸送するバルク船や油送船は、輸送コスト削減による競争力強化のために大型化の傾向にある。八代港においても、喫水調整などの非効率な輸送が課題となっている。

また、これまで産業の発展を支援することを優先に物流機能を向上させる港湾施設の整備が進められてきたため、港やその周辺における緑地空間やレクリエーション空間の不足などその他の機能については十分とは言えない状況である。住民ニーズが多様化する中において、地域住民が港や海に親しむための潤いとにぎわいのある空間の形成、海洋性レクリエーション活動の場、大規模地震災害時の市民生活の安全安心確保、企業の産業活動を支える工業用地の確保など物流に加えて様々な機能の充実が求められており、八代港全体として多様な機能が調和した港湾空間の創造が必要となっている。

さらに、有明海・八代海の再生を目指して、八代海の海域環境の保全・再生や水産業との共生など環境面で取り組むべき意義も大きくなっている。

### 3 計画の方針

背後企業の輸送コスト削減のための外内貿機能の強化、港湾背後の幹線道路とのアクセス強化、市民のレクリエーション・交流拠点の確保など、八代港の多様な要請に対応していくために、環境と水産業に配慮し、既存施設を有効活用した効率的効果的な港湾施設計画とすることで、事業効果の早期発現やコストの縮減に努めつつ、平成30年代前半を目標年次として、「熊本県の産業を支え市民に開かれた港」を目指して、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 背後地域の市民生活や経済活動を支える流通拠点として、入港する船舶の大型化に対応した物流機能の強化を図る。
- 2) 企業の立地需要に対応するため、工業用地の確保等生産空間の創出を図る。
- 3) 港湾における快適な環境の創出を図るため緑地等親水空間の創出を図る。
- 4) 大規模地震災害時における緊急物資輸送及び経済活動を支えるため耐震強化施設の充実を図る。
- 5) 港湾内及び背後地域との円滑な連絡を図るため、臨港交通施設の充実を図る。

6) 海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、港内の船舶の安全な活動を確保するため小型船だまりの再編を図る。

7) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域 500ha 水域 3,900ha からなる港湾空間を以下のように利用する。

①外港地区、内港地区を物流関連ゾーンとする。

②外港地区東部、加賀島地区先端部を生産ゾーンとする。

③大島地区西部、外港地区北部、内港地区西部、新開地区、蛇籠地区、千反地区を船だまり関連ゾーンとする。

④加賀島地区を緑地レクリエーションゾーンとする。

⑤大島地区を危険物ゾーンとする。

⑥大築島地区を廃棄物処理ゾーンとする。



## II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	230 万トン
	内 貿 (うちフェリー)	330 万トン (20 万トン)
	合 計	560 万トン
入港最大標準船型		5.5 万 D/W 級
港湾利用者数	旅客施設利用者	5 万人
	緑地利用者	135 万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共ふ頭計画

##### 1-1 外港地区

農水産品、林産品、鉱産品の外貿貨物を取り扱う船舶の大型化に対処するため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 14m 岸壁 2バース 延長 560m  
ふ頭用地 2ha (荷捌施設用地)

〔 既設  
水深 12m 岸壁 2バース 延長 480m 〕

##### 1-2 大島北地区

以下の既定計画を削除する。

〔 既定計画  
水深 14m 岸壁 2バース 延長 560m  
ふ頭用地 24ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) 〕

### 1-3 大島西地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 12m 岸壁 2バース 延長 480m
ふ頭用地 23ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

### 1-4 加賀島地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 7.5m 岸壁 2バース 延長 260m
ふ頭用地 6ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## 2 旅客船ふ頭計画

### 2-1 加賀島地区

以下のとおり既定計画を削除する。

既定計画
水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 220m
ふ頭用地 5ha (旅客施設用地)

## 3 危険物取扱施設計画

### 3-1 大島地区

入港する船舶の大型化に対処するため、危険物施設を次のとおり計画する。

水深 6.5m ドルフィン 2バース (公共)

既設
水深 5m ドルフィン 3バース (専用)

## 4 水域施設計画

公共ふ頭計画、危険物施設計画の変更に伴い、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### 4-1 航路

外港地区	水深	14m	幅員	330m	(変更)
	水深	6m	幅員	60m	(変更)
大島地区	水深	6.5m	幅員	87m	
〔 既定計画 〕					
大島北地区	水深	14m	幅員	330m	
〔 既設 〕					
外港北航路	水深	6m	幅員	60m	

### 4-2 泊地

外港地区	水深	14m	面積	51ha
大島地区	水深	6.5m	面積	17ha
〔 既定計画 〕				
大島北地区	水深	14m	面積	54ha
大島西地区	水深	12m	面積	29ha
加賀島地区	水深	7.5m	面積	15ha

## 5 外郭施設計画

危険物取扱施設計画に伴い航路、泊地の埋没を防止するため外郭施設を次のとおり計画する。

### 5-1 防砂堤

大島地区 防砂堤 延長 1,300m

なお、これに伴い防波堤 1,300m を撤去する。

## 6 小型船だまり計画

### 6-1 大島北地区

以下のとおり既定計画を削除する。

#### 既定計画

泊地	水深	3m	面積	12ha
泊地	水深	2m	面積	3ha
防波堤	延長	700m		
物揚場	水深	3m	延長	860m
物揚場	水深	2m	延長	325m
船揚場	延長	45m		
ふ頭用地	12ha			

### 6-2 外港地区

遊漁船、プレジャーボートの利用のため、小型船だまりを次のとおり計画する。

防波堤 延長 90m

なお、これに伴い防波堤 130m を撤去する。

### 6-3 大島地区

泊地 水深 0.5 ~ 1m 面積 2.9ha (既設)  
防波堤 延長 132m (既設)  
小型さん橋 7基 (既設)

### 6-4 新開地区

泊地 水深 1.5m 面積 0.2ha (既設)  
防波堤 延長 143m (既設)  
物揚場 水深 1.5m 延長 90m (既設)  
ふ頭用地 1ha (既設)

## 7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るため臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 道 路

臨港道路外港南北線	起点	外港地区	
	終点	臨港道路大島線	4車線
臨港道路大島北線	起点	大島地区	
	終点	臨港道路郡築堤防線	2車線
臨港道路加賀島線	起点	加賀島地区	
	終点	臨港道路内港ふ頭線	
			4車線 (変更)

既定計画

臨港道路大島西線

起点 大島西ふ頭

終点 臨港道路大島線 2車線

臨港道路大島北線

起点 大島北小型船ふ頭

終点 臨港道路大島北ふ頭線 2車線

臨港道路大島北ふ頭線

起点 大島北ふ頭

終点 臨港道路大島線 2～4車線

臨港道路加賀島線

起点 臨港道路外港加賀島線

終点 臨港道路内港ふ頭線 2車線

臨港道路外港加賀島線

起点 臨港道路加賀島線

終点 外港ふ頭 2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効活用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

### 1 港湾環境整備施設計画

加賀島地区は、地元から憩いの空間、イベント・スポーツ等多目的な広場等の施設の要請があることから、市民が海で憩い楽しめる空間の創出を図るため緑地を整備する。

加賀島地区 緑地 50ha (変更)

既定計画		
加賀島地区	緑地	28ha

既定計画		
大島北地区	緑地	38ha
大島西地区	緑地	5ha

### 2 廃棄物処理計画

以下の既定計画を削除する。

既定計画			
大島北地区	廃棄物処理用地		126ha
大築島地区	廃棄物処理用地		20ha



### 3 八代海域における環境への配慮

閉鎖性海域である八代海域における海面清掃や環境調査及び干潟の保全や藻場造成等により、生育環境の回復等、良好な海域環境の保全等を図る。

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	危険物取扱 施設用地	廃棄物 処理用地	合計
外港	(2) 62	5	205	16	5	13			(2) 306
内港	30	18	2	4	1		2		57
大島				1			15		16
加賀島	1		20	5	50				76
大築島								81	81
蛇籠	1								1
新開	1								1
千反	1								1
合計	(2) 94	23	227	26	55	13	18	81	(2) 536

注1) ( ) は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	その他 緑地	危険物取扱 施設用地	廃棄物 処理用地	合計
外港	61	5	205	15	5	13			304
内港	36	12	2	4	1		2		57
大島							16		16
大島北	(36) 36			(6) 6	(38) 38			(126) 126	(204) 204
大島西	(23) 23			(1) 1	(5) 5				(28) 28
加賀島	12	7	26	3	28				76
大築島								(61) 101	(61) 101
蛇籠	(1) 1								(1) 1
新開	(1) 1								(1) 1
千反	1								1
合計	(59) 167	24	233	(7) 29	(42) 76	13	18	(187) 227	(294) 787

- 注 1) ( ) は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。  
 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## VI その他重要事項の計画

### 1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設及び既存の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

#### 外港地区

水深	10m	岸壁	1 バース	延長	170m
緑地			1ha		
臨港道路外港南北線	起点	臨港道路大島線			
	終点	外港地区	4 車線		
臨港道路大島線	起点	外港地区			
	終点	八代臨港線	4 車線		

### 2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

#### 外港地区

航路	水深	14m	幅員	330m	
岸壁	水深	14m	2 バース	延長	560m
泊地	水深	14m	面積	51ha	

### 3 船舶の物資補給需要等への対応

作業船等の物資補給・待機・休憩需要に対応するため、既存施設を有効活用し、物資補給岸壁としての利用を図る。

内港地区

水深 4.5m      岸壁 5 バース      延長 300m

### 4 公共ふ頭の安全かつ効率的運営

港湾保安計画による安全を確保しつつ、新たな施設計画への対応ができるよう安全かつ効率的な港湾運営を行うものとする。

### 5 将来の港湾整備を検討する区域

加賀島地区においては、将来、工業用地から発生する貨物を取り扱うことを視野に入れ、今後公共岸壁及び臨港道路について検討していく。